

仕 様 書

1 業務名

民族共生象徴空間等周遊バスツアー

2 業務の目的

市民がアイヌ関連施設を訪れる機会を創出することで、各施設・地域への観光誘客の促進を図るとともに、アイヌの歴史や伝統文化等に関する理解の促進につなげるため本事業を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和5年2月24日（金）まで

4 参加単位

札幌市内の単位町内会を、催行1回当たりの参加単位とし、個人での申込受付は不可とする。

5 業務の内容

以下の内容を基準として、業務を実施すること。

(1) 初期調整

受託者は、本業務の受託後、事業の実施内容やスケジュール等について、次項以下の業務に着手する前に、委託者と協議し、必要な調整を行うこと。

(2) 申込受付等

ア 申込方法

電話、FAX、郵便、電子メールを基本とし、受託者において申込受付を行うこと。なお、参加団体への申込方法の案内は、委託者において、町内会向けのチラシ等を別途用意の上実施する。

※ 参加団体が受託者へ問い合わせや申込等の調整を行う際は、参加団体ごとに代表者を選任し、窓口を一本化するよう、委託者から注意喚起を徹底する。このことを加味して、受託者において、申込受付に必要な体制を整えること。

イ 申込期間・準備期間

7月中旬～8月中旬までを目安とし、概ね1か月程度の申込期間を設けること。なお、申込期間終了後、参加団体等と催行日等の調整を行う期間として、1か月程度の準備期間を設ける。

ウ 参加団体数

参加団体数は30団体までとし、1団体当たりの催行回数は1回（1台）までとする。

ただし、申込締切時点において参加団体数が30団体に満たない場合に限り、

参加団体からの希望があった場合は、1団体において複数回の催行、または同一日において複数台のバス運行を認める。

なお、受託者は申込期間の終了後、申込受付状況について速やかに委託者に報告すること。

エ 催行日の決定方法

受託者は契約締結後速やかに、催行候補日を30日～45日程度提示すること。参加団体は、同候補日の中から5日程度、希望日を選び申し込むこととする。

受託者は、参加団体の意向や申し込みの重複状況を踏まえ、当該希望日の中から、当該団体の催行日を決定すること。

オ 参加団体多数時の選定方法

申込団体数が30団体を超えた場合は、抽選により参加団体を選定する。なお、当選団体及び落選団体いずれにも、原則書面にて結果を通知すること。

なお、抽選後、当選団体から参加辞退の申し出があった場合、落選団体の中から再選定し、参加団体数を確保すること。

カ 問い合わせ対応

ツアーに関する問い合わせについては、受託者において対応すること。なお、判断が困難な事例に当たっては、委託者の指示を仰ぐこと。

(3) バス運行

ア 催行期間及び回数

令和4年9月17日から令和5年1月31日までを催行期間の基準とし、期間内に30回催行（バス30台を運行）する。各催行日については、参加団体の要望を踏まえ、受託者において決定すること。

イ バスの種類

乗車定員が45人以上（補助席を除く）の大型バスとする。

ウ 最小催行人数及び最大乗車人数

1回当たりの最小催行人数は大型バス1台に対し10人を基準とする。また、1台当たりの最大乗車人数は30人程度とする。

エ 予定周遊ルート及び行程

別紙のとおり。民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）及び札幌市アイヌ文化交流センター（以下「ピリカコタン」という。）に必ず立ち寄ること。

また、ピリカコタンにおいては、委託者が別途委託して実施する予定のプログラムに参加することを必須し、日程等については当該業務受託者と調整すること。

なお、別紙はあくまで予定であることから、受託者において催行時点の新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う立寄施設の入館制限、道路状況等を踏まえて、行程の前後や滞在時間、出発時刻/終了時刻を変更することは可とするが、参加団体の意向を踏まえて、慎重に検討すること。

オ 立寄施設との調整

各施設の利用に当たって必要となる、入館予約等の調整を受託者において行うこと。

特にウポポイの利用に当たっては、国立アイヌ民族博物館への入館を必須とし、事前に「一般団体入場予約」の上、参加団体が円滑に同館へ入館できるよう手配すること。

カ 同行者等

下表のとおり、催行管理を行う添乗員を添乗させること。

なお、本事業の効果測定等のため、催行に支障のない範囲で委託者等が1～3名程度乗車することがあるため留意すること。

区分	概要
添乗員	各回とも旅程等の管理を行う添乗員が乗車すること。
バスガイド	任意とする。

キ 車内でのアイヌ文化の普及啓発

移動中の車内においては、委託者が提供するパンフレットやDVD等を配布、放映等し、参加者がアイヌの歴史や伝統文化等に関して学びを深められるよう配慮すること。

ク 参加者の費用負担

ウポポイの入場料及び食事代については、参加者の自己負担とし、必要に応じて参加団体から徴収すること。なお、その他高速道路料金等含め、本業務に係る経費については受託者が支払うこととし、当該金額についても契約額に含む。

なお、ピリカコタンの入館料については、本市規定により減免対象となることから、費用負担は発生しない。

ケ 保険の加入

受託者は、当該事業中の事故に備えた傷害保険に加入することとし、その加入内容が確認できる書類をツアーの運行開始までに提出すること。

(4) 催行後の意見集約

各回催行後、参加団体の代表者に対し、以下の内容に関する調査を行うこと。

- ・各立寄施設及び事業全体の感想
- ・事業の改善点
- ・事業の満足度（5段階評価）

(5) 業務報告

ア 報告内容

業務終了後、各運行回について、以下の内容を報告すること。

- ・参加団体名
- ・参加人数
- ・周遊ルート

- ・各立寄施設の発着時刻
- ・その他特記事項
- ・前項の調査結果
- ・調査結果を踏まえた事業改善等に関する提言

イ 提出物

業務終了後、上記の内容を掲載した報告書を作成し、以下の形態により委託者へ提出すること。

また、完了届を1部書面で提出すること。

形態	概要
書面	A 4判で作成の上、1部提出する。
電子データ	PDF形式で報告書の電子データを作成し、保存したCD-R 1点を提出する。

6 特記事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応

本業務の実施に当たっては、旅行業協会及び貸切バス旅行連絡会の「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する対策を十分に講ずるとともに、参加者にも注意喚起を促すこと。

(2) 催行中止時の対応

ア 自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は、委託者と受託者の協議の上、催行中止や行程の変更等の判断を行う。なお、この場合のキャンセル対応や関係機関との調整も本業務の範囲に含む。

イ 上記アの事由により、催行回数（バス運行回数）が30回に満たない場合は、下記の方法で算出した額で精算する。

(ア) 催行できた回数

契約金額を予定催行回数（30回）で案分した値（以下「契約単価」という。）に、催行できた回数に乗じた額（円未満切り捨て）で精算する。

(イ) 催行できなかった回数

催行を中止した回数については、上記(ア)の契約単価をもとに、旅行業法第12条の3の「標準旅行業約款」別表第一取消料（第十六条第一項関係）に基づいて積算した取消料を支払うものとする。

7 その他

(1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、事前に承認を受けること。

(2) 本業務の遂行に当たっては、利用者の安全を十分に考慮し、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が発生した場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において利用者及び関係者へ誠実に対応す

ること。

- (3) 本業務の実施に当たっては、札幌市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届け出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (4) 本業務の遂行に際し、受託者が提供を受けた資料等については、本業務の目的のみに使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都委託者と協議の上処理すること。

8 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 田渕、峰岸

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

電話：011-211-2399 F A X：011-218-5153